

墨田区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月30日

墨田区議会議長 佐藤 篤

7 墨議第2273号決定

墨田区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

墨田区議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月24日4墨議第947号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<u>第19条の4第1項第4号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 〔略〕</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u></p> <p>(17) 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<u>第19条の4第1項第5号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)～(15) 〔略〕</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u></p> <p>(17) 〔略〕</p>

付 則

この規程中第3条第16号の改正規定は令和8年4月1日から、同条第5号の改正規定は同年6月14日から施行する。